

## 善通寺市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善通寺市契約規則（平成10年善通寺市規則第5号）第14条第1項の規定に基づき、最低制限価格について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、市が発注する予定価格が3,000万円以上の競争入札に付する建設工事及び製造の請負（以下「工事等」という。）で、善通寺市低入札価格調査制度実施要綱（平成30年10月1日施行）に基づく低入札価格調査の適用対象工事以外のものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額（合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額（その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額）とする。

- (1) 直接工事費に0.95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に0.90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に0.80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に0.55を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定による算定によりがたいときは、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、10分の7から10分の9までの範囲内において市長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 最低制限価格は、予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は開札後に公表するものとする。ただし、特に市長が必要と認めたときは、入札開始前に最低制限価格を公表することができる。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(設定の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。